

## 岐阜県防災ヘリ運航管理のあり方検討会設置要綱

### (目的)

第1条 岐阜県防災ヘリコプターの運航管理体制における人事管理及び安全管理に係る課題及び改善策の検討を行うため、岐阜県防災ヘリ運航管理のあり方検討会を設置する。

### (組織)

- 第2条 検討会は、別表に掲げる委員で組織する。
- 2 検討会に座長を置き、委員のうちから互選する。
  - 3 座長は、会議の進行を行う。

### (会議)

- 第3条 検討会は、知事が招集する。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (事務局)

第4条 検討会の事務局は、岐阜県危機管理部防災課に置く。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年1月21日から施行する。